

共同住宅の新築で、標準計算(住戸評価)・共用部評価『有』で計算した場合。

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

届出書

〇年 〇月 〇日

名古屋市長 殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇

届出者の氏名又は名称 株式会社省エネ不動産

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項前段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築行為

新築・評価書活用

【届出の別】

法第19条第1項前段の規定による届出

法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出

法附則第3条第2項前段の規定による届出

法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出

(特記欄には記入しないでください。)

増改築・評価書活用

法施行(H29.4.1)の際に存する建築物について行う特定増改築

特記欄

登録番号欄

係員氏名

(第二面)

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 <i>カブシキガイシャ ショウエネフドウサン 〇〇 〇〇</i> 【ロ. 氏名】 <i>株式会社省エネ不動産 代表取締役 〇〇 〇〇</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>〇〇〇 - 〇〇〇〇</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3</i> 【ホ. 電話番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</i>
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 <i>〇〇 〇〇</i> 【ロ. 勤務先】 <i>株式会社 〇〇設計事務所</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>〇〇〇 - 〇〇〇〇</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3</i> 【ホ. 電話番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</i>
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 <i>【2. 代理者】と同じ</i> 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【4. 備考】 <i>省エネビル新築工事</i>

工事名称を記入

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	名古屋市〇〇町〇〇		
【2. 敷地面積】	1092.42 m <sup>2</sup>		
【3. 建築面積】	406.60 m <sup>2</sup>		
【4. 延べ面積】	3508.73 m <sup>2</sup>		
【5. 建築物の階数】	(地上)	10 階	(地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 45 戸		
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)		
【イ. 新築】	(3508.73 m <sup>2</sup> )	(3508.73 m <sup>2</sup> )	
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )		
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )		
【10. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部		
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【14. 該当する地域の区分】	6 地域		
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	建物用途(非住宅建築物・一戸建ての住宅・共同住宅等・複合建築物)に応じて該当する項目にチェックし、計算結果を記載する		
【イ. 非住宅建築物】	(二次エネルギー消費量に関する事項)		
	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
	基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
	設計一次エネルギー消費量	GJ/年	標準入力法

常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間

【特定増改築】  
増改築の場合で既存部分が法施行時(H29.4.1)に存している場合に記入

【基準値 1.1】  
増改築の場合で既存部分が基準省令施行時(H28.4.1)に存している場合に記入

建物用途(非住宅建築物・一戸建ての住宅・共同住宅等・複合建築物)に応じて該当する項目にチェックし、計算結果を記載する

標準入力法

BEI ( )

モデル建物法

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ( )

BEIm を記入

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

標準計算

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

外皮平均熱貫流率 W/(m<sup>2</sup>・K) (基準値 W/(m<sup>2</sup>・K))

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

簡易計算(モデル住宅法)

仕様基準

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

標準計算

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ( )

簡易計算(モデル住宅法)

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

仕様基準

標準計算(住戸評価)

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

簡易計算  
(フロア入力法)

仕様基準

共用部評価の有無  
有り(第1号)  
無し(第2号)

標準計算  
(住戸評価)

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

基準一次エネルギー消費量 2025 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 1800 GJ/年

BEI ( 0.88 )

簡易計算  
(フロア入力法)

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 ( 第1号  第2号)

BEI ( )

共用部評価の有無  
有り(第1号)  
無し(第2号)

仕様基準

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

【ニ. 複合建築物】

非住宅・住宅  
それぞれ別  
に評価する  
場合

基準省令第1条第1項第3号イの基準  
(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) 欄と同じ

BEI ( )

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

簡易計算

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

標準計算(住戸評価)

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

仕様基準

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年

【ハ. 共同住宅等】 (一次エネルギー消費量に関する事項) 欄と同じ

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)  
BEI ( )

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果  
( )

非住宅部分と住宅部分の一次エネルギーを統合して評価する場合  
(非住宅部分を標準入力法で計算した場合)

基準省令第1条第1項第3号ロの基準  
(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)  
基準一次エネルギー消費量 GJ/年  
設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

共用部評価の有無  
有り(第1号)  
無し(第2号)

前ページ『基準省令第1条第1項第3号イの基準』（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）欄と同じ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

( )

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 ○年 ○月 ○日

【17. 工事完了予定年月日】 ○年 ○月 ○日

【18. 備考】

(第四面)

[住戸に関する事項]

<b>【1. 住戸の番号】</b>	
<b>【2. 住戸の存する階】</b>	階
<b>【3. 専用部分の床面積】</b>	m <sup>2</sup>
<b>【4. 住戸のエネルギー消費性能】</b> (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )